

# 秋田県公報

## 目 次

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例(六八・分権改革推進室).....	4
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(六九・人事課).....	4
中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(七〇・税務課).....	5
秋田県大平療育園条例等の一部を改正する条例(七一・障害福祉課).....	6
秋田県子ども・子育て支援条例(七二・子育て支援課).....	7
秋田県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(七三・医務課).....	13
秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例(七四・県民文化政策課).....	18
秋田県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例(七五・安全・安心まちづくりチーム).....	20
秋田県卸売市場条例の一部を改正する条例(七六・流通経済課).....	20
秋田県田沢湖スキー場条例(七七・観光課).....	21
秋田県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例(七八・雇用労働政策課).....	25
秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例(七九・幼保推進課).....	26

この号で公布された条例のあらまし

### 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六八号)

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律(平成一八年法律第九四号)による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和五五年法律第一二三号)等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六九号)

退職手当の算定に係る勤続期間の通算制度の導入前に退職手当の支給を受けて公庫等職員となり、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き職員となった者等に係る退職手当の額の計算に用いる利率を改めることとした。(附則第八項、第二八項、第二九項及び附則別表関係)

### 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七〇号)

認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る商業基盤施設を設置した者について、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税の措置を講ずることとした。

### 秋田県大平療育園条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第七一号)

入院時食療養費に係る食療養の費用の算定に関する基準に係る厚生労働省告示の一部改正等に伴い、秋田県大平療育園条例(平成一七年秋田県条例第六九号)ほか二条例について所要の規定の整備を行うこととした。

### 秋田県子ども・子育て支援条例(秋田県条例第七二号)

この条例は、子ども・子育て支援について、基本理念を定

め、並びに県、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民の責務を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本的な事項を定めることにより、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の実現に寄与することを目的とする

こととした。(第一条関係)

定義 この条例において用いる「子ども・子育て支援」、「事業者等」及び「子ども・子育て支援活動団体」の用語の意義を定めることとした。(第二条関係)

基本理念 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととした。(第三条関係)

(一) 父母その他の保護者が子育てについて最も重要な責任を有するという認識の下に、子育ての意義についての理解と子育てに伴う誇りと喜びをより深められるよう配慮すること。

(二) 子どもが権利の主体であるという認識の下に、子どもがその福祉を害する行為から保護され、差別及び暴力を受けることがなく、その意見を尊重され、調和のとれた人格の形成及び個性の伸長を図ることができる等の子どもの権利が保障され、並びに子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮すること。

(三) 子どもが次代の社会を担う主体であり、有為な人材となるようその育成を図ることが重要であるという認識の下に、県、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民が相互に連携し、及び協力して取り組むこと。

(四) 結婚及び出産に関する個人の意思並びに家庭及び子育ての価値に関する多様な意識が尊重されるよう配慮すること。

責務 子ども・子育て支援のための県、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民の責務を定めることとした。(第四条関係)

基本計画 知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する目標及び施策の方向その他重要事項について定める基本計画を定めなければならないこととした。(第八条関係)

県民等に対する支援 県は、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民が行う子ども・子育て支援を促進するため、情報の提供、助言、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うとともに、父母その

の必要な支援を行うとともに、父母その

他の保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図るための施策を推進することとした。(第九条関係)

7 職業生活と家庭生活との両立のための措置

県は、県民の職業生活と家庭生活との両立を図られるよう事業者が行う雇用環境の整備について必要な措置を講ずることとした。(第一〇条関係)

8 子どもの意見の尊重

県は、子どもが意見を表明する権利を行使することができるが、かつ、その意見が適切に反映される環境の整備に努めることとした。(第一一条関係)

9 子どもの権利の救済

県は、子ども(一八歳未満の者に限る。9及び18において同じ。)の権利の侵害に関する相談に応ずるとともに、その権利の侵害から子どもを救済するために必要な調査等を行うこととした。(第一二条関係)

10 教育の充実

県は、生命の尊厳、子育ての意義及び子どもの権利が保障されることの重要性についての子どもと理解を深めるよう教育の充実に努めることとした。(第一三条関係)

11 推進体制の整備

県は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民が連携することができるようにするための体制の整備について、必要な措置を講ずることとした。(第一四条関係)

12 啓発活動

県は、子ども・子育て支援についての事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民の関心と理解を深めるとともに、子ども・子育て支援への積極的な参加を促進するため、毎年八月を子ども・子育て支援月間とするほか、必要な広報その他の啓発活動を行うこととした。(第一五条関係)

13 年次報告

知事は、毎年、子ども・子育て支援に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表することとした。(第一六条関係)

14 市町村に対する協力

県は、市町村が子ども・子育て支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うこととした。(第一七条関係)

15 活動計画策定指針

知事は、子ども・子育て支援の総合的な推進を図るため、事業者団体及び子ども・子育て支援活動団体が策定する子ども・

子育て支援の実施に関する基本的事項、子ども・子育て支援の内容に関する事項その他重要事項について定める子ども・子育て支援に関する計画(以下「子ども・子育て支援活動計画」という。)の策定に関する指針を定めなければならないこととした。(第一八条関係)

16 子ども・子育て支援活動計画

事業者団体及び子ども・子育て支援活動団体は、15の指針に基づき、子ども・子育て支援活動計画を策定し、知事に提出することができることとする。子ども・子育て支援活動計画は、実施しようとする子ども・子育て支援の内容及びその実施時期について定めることとした。(第一九条関係)

17 表彰

知事は、16により子ども・子育て支援活動計画を提出したも  
の又は次世代育成支援対策推進法(平成一五年法律第一二〇号)第一二条第一項若しくは第三項の規定により一般事業主行動計画を策定した旨の届出をしたもので子ども・子育て支援に関し積極的な活動を行っていること認められるものを公表し、又は表彰することができることとした。(第二〇条関係)

18 秋田県子どもの権利擁護委員会

子どもの権利の救済に関する調査等をさせるため、秋田県子どもの権利擁護委員会を置くこととし、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。(第二一条、第二五条関係)

19 その他

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。  
(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。  
(三) 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三五号)について所要の規定の整備を行うこととした。

◇秋田県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七三号)

1 題名を秋田県医学生修学資金等貸与条例に改めることとした。

2 貸与する資金の種類を医学生修学資金、大学院生修学資金、臨床研修医研修資金及び専門研修医研修資金とすることとした。(第二一条関係)

3 医学生修学資金を貸与する対象者について、県内の高等学校を卒業した者とする要件を廃止することとした。(第三一条関係)

4 将来県内の公的医療機関等において特定の診療科の医師の業務に従事しようとする意思を有する大学院生、臨床研修医及び専門研修医に対し、それぞれ大学院生修学資金、臨床研修医研修資金又は専門研修医研修資金を貸与することとした。(第一二条、第一四条及び第一六条関係)

5 医学生修学資金の貸与に関する規定を大学院生修学資金、臨床研修医研修資金及び専門研修医研修資金の貸与について準用するとともに、必要な読替規定を設けることとした。(第一三条、第一五条及び第一七条関係)

6 資金を貸与する対象者について、平成一八年四月一日以後に大学の医学を履修する課程に入学する者とする要件を廃止することとした。(附則第二項関係)

7 その他

(一) その他所要の規定の整理を行うこととした。  
(二) この条例は、公布の日から施行することとした。  
(三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七四号)

1 図書類の販売業者等が青少年に販売等をしていないよう努めることとする図書類の内容に、青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものを加えることとした。(第七条関係)

2 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、適切な方法により、有害情報を青少年に視聴させないように努めることとする。プロバイダ等は、青少年がインターネットを利用して有害情報を容易に視聴することができないように必要な情報を提供するように努めることとした。(第八条の二関係)

3 青少年に有害な図書類の内容に、著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものを加えることとするほか、図書類の内容を審査する団体で知事が適当と認めるもの(以下「団体」という。)が青少年に販売等をするに相当でないこととした。(第九条関係)

4 秋田県青少年環境浄化審議会の調査審議する事項に、団体の認定及び当該団体の認定の取消しを加えることとした。(第二〇条関係)

5 団体の認定があつた際に当該団体により青少年に販売等をするに相当でないこと認められていた図書類は、当該認定の

日において、青少年に有害な図書類とみなすこととした。(附則第五項関係)

6 その他

- (一) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- (二) この条例は、一部を除き、平成一九年四月一日から施行することとした。
- (三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七五号)

障害者自立支援法(平成一七年法律第一二三号)による児童福祉法(昭和二二年法律第一六四号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

◇秋田県卸売市場条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七六号)

会社法(平成一七年法律第八六号)の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

◇秋田県田沢湖スキー場条例(秋田県条例第七七号)

1 秋田県田沢湖スキー場(以下「スキー場」という。)の設置の目的及び位置について定めることとした。(第一条関係)

2 スキー場の会議室を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととする。当該許可の取消し等ができる場合について定めることとした。(第二条及び第三条関係)

3 スキー場に係る使用料の徴収、減免及び不還付について定めることとした。(第四条及び別表関係)

4 スキー場の管理は、指定管理者に行わせることができることとする。指定管理者に行わせる業務の範囲及び管理の基準を定めることとした。(第七条及び第九条関係)

5 スキー場の指定管理者は、スキー場のリフト、会議室等を使用する者から利用料金を自己の収入として收受することとする。利用料金の承認に関する手続等について定めることとした。(第一〇条及び第一三条関係)

6 その他

- (一) この条例は、平成一九年六月一日から施行することとした。
- (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

(三) 秋田県営田沢湖高原駐車場条例(昭和五六年秋田県条例第三三三号)は、廃止することとした。

◇秋田県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七八号)

1 職業能力開発促進法(昭和四四年法律第六四号)第九一条第一項の規定に基づく合議制の機関として、秋田県職業能力開発審議会を設置することとした。(第一条関係)

2 その他

- (一) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- (二) この条例は、平成一八年一〇月一日から施行することとした。

◇秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例(秋田県条例第七九号)

1 趣旨(第一条関係)

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成一八年法律第七七号。以下「法」という。)の施行に伴い、法第三条第一項第四号及び同条第二項第三号に規定する認定の基準を定めることとした。

2 教育保育従事職員の配置に関する基準(第二条関係)

(一) 法第三条第一項の認定を受けることができる同項に規定する施設又は同条第二項の認定を受けることができる同項に規定する幼保連携施設(以下「幼保連携施設等」と総称する。)に置かなければならない子どもの教育又は保育に従事する職員(以下「教育保育従事職員」という。)の人数の基準を教育又は保育を受ける子どもの年齢等に応じて定めることとした。

(二) 満三歳以上の子どもが利用する幼保連携施設等については、短時間利用児及び長時間利用児が幼保連携施設等を共通して利用する時間をおおむね四時間について編制する一の学級ごとに一人以上の担当の教育保育従事職員(以下「学級担任」という。)を置かなければならないこととした。

3 教育保育従事職員等の資格に関する基準(第三条関係)

(一) 教育保育従事職員となることができる者は、次に掲げる教育又は保育を受ける子どもの区分に応じ、次の資格又は免許状を有する者とする。

- (1) 満三歳未満の子ども 保育士の資格を有する者
  - (2) 満三歳以上の子ども 幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せ有する者
- (二) 学級担任となることができる者は、幼稚園の教員の免許状

を有する者とする。こととした。

4 施設及び設備に関する基準(第四条関係)

幼保連携施設等に設けなければならない施設、当該施設の面積、設置場所その他幼保連携施設等の施設及び設備の基準について定めることとした。

5 教育及び保育等に関する基準(第五条関係)

(一) 幼保連携施設等は、次に掲げる基準に適合する教育及び保育を行わなければならないこととした。

- (1) 幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいた教育及び保育を行うこと。
- (2) 集団生活の経験年数が異なる子どもを対象とする等の幼保連携施設等に固有の事情に配慮した教育及び保育を行うこと。

(二) 幼保連携施設等は、教育保育従事職員の資質の向上等のために必要な措置を講じなければならないこととした。

(三) 幼保連携施設等は、その有する教育及び保育に関する専門性を十分に活用すること等により子育て支援事業を実施しなければならないこととした。

6 幼保連携施設等に関する基準(第六条関係)

幼保連携施設等に長を一人置くことその他の幼保連携施設等の管理運営等に関する基準を定めることとした。

7 その他

- (一) この条例は、平成一八年一〇月一日から施行することとした。
- (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

## 条 例

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺田典城

## 秋田県条例第六十八号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第八第四号中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

別表第九第五号及び別表第二十九第五号中「第五十五条」を「第五十五条第一項」に改める。

別表第三十一第八号中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

別表第八十五第十一号(四)から(五)までの規定中「第六十八条」を「第六十八条第一項」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第八第四号の改正規定は、平成十八年十二月二十三日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺田典城

## 秋田県条例第六十九号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年秋田県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第二号中「年五・五パーセントの」を「附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる」に改める。

附則第十項中「第三条から第五条の二までの」を「第二条の五及び第六条の五の」に、「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の五から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改める。

附則第二十八項及び第二十九項中「第三条から第五条の二までの」を「第二条の五及び第六条の五の」に、「第三条から第五条の二まで及び第六条」

を「第二条の五から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に、「年五・五パーセントの」を「附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる」に改める。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表（附則第八項、附則第二十八項、附則第二十九項関係）

平成十三年三月三十一日以前	年五・五パーセント
平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	年一・六パーセント
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	年二・三パーセント
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	年二・六パーセント
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	年三・〇パーセント
平成二十一年四月一日以後	年三・二パーセント

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第七十号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（平成十四年秋田県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「第十

七条第二項」を「第四十一条第一項」に、「認定特定事業計画又は法第二十一条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改める。

第二条中「第六条第一項」を「第九条第十項」に、「基本計画の同条第六項」を「認定基本計画の同項」に、「第四条」を「第七条第二項」に、「第三十四条」を「第四十八条」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県太平療育園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県条例第七十一号

秋田県太平療育園条例等の一部を改正する条例

(秋田県太平療育園条例及び秋田県小児療育センター条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改める。

一 秋田県太平療育園条例(平成十七年秋田県条例第六十九号)別表第一号の表入院時の食事の提供の項

二 秋田県小児療育センター条例(平成十七年秋田県条例第七十号)別表第一号の表入院時の食事の提供の項

(秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部改正)

第二条 秋田県病院事業使用料等徴収条例(昭和二十九年秋田県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表診療の項中「厚生労働大臣の定める選定療養(平成十八年厚生労働省告示第百五号)第十二号」を「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第二条第七号」に、「特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号)」に、「第一項後段」を「後段」に改め、同表入院時の食事の提供の項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした秋田県立脳血管研究センター及び秋田県立リハビリテーション・精神医療センターの診療に係る使用料の額については、なお従前の例による。

秋田県子ども・子育て支援条例をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第七十二号

秋田県子ども・子育て支援条例

### 目次

#### 前文

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 基本的施策(第八条―第十七条)

第三章 子ども・子育て支援活動計画(第十八条―第二十条)

第四章 秋田県子どもの権利擁護委員会(第二十一条―第二十五条)

#### 附則

誰もが安心して子どもを生み、育てることができ、次代を担う子どもが健やかに成長することは、県民すべての願いである。

今日、結婚や子どもを持つことに関する意識が多様化するとともに、子どもに対する虐待やいじめに関する社会的関心の高まり、仕事と子育てとの両立を図ることができる雇用環境を整備する必要性の増大、家庭や地域における子育てを担い、支える機能の低下など子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化し、これらにより急速な少子化の進行を招き、経済活動の衰退、地域社会の活力の低下、子どもの社会性の減退などが懸念されている。

このような状況に対処するためには、子どもの権利が保障され、仕事と子育てとの両立が図られ、地域が一体となって子どもと子育てを支える体制が整備される等の必要がある。

ここに、家庭や子育てに夢を持ち、子どもを生み、育てる者が誇りと喜びを実感し、次代を担う子どもが健やかに成長することができる活力にあふれた地域社会の実現に寄与するため、この条例を制定する。

### 第一章 総則

## (目的)

**第一条** この条例は、子ども・子育て支援について、基本理念を定め、並びに県、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民の責務を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本的な事項を定めることにより、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 子ども・子育て支援 子ども及び子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援、県民の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための雇用環境の整備、子どもの権利が保障されるための措置その他の子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための県、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民が行う取組をいう。

二 事業者等 事業者、その団体及びその連合団体をいう。

三 子ども・子育て支援活動団体 子ども・子育て支援に関する活動を行う団体(営利を目的とする団体を除く。)をいう。

## (基本理念)

**第三条** 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 父母その他の保護者が子育てについて最も重要な責任を有するという認識の下に、子育ての意義についての理解と子育てに伴う誇りと喜びをより深められるよう配慮すること。

二 子どもが権利の主体であるという認識の下に、子どもがその福祉を害する行為から保護され、差別及び暴力を受けることがなく、その意見を尊重され、調和のとれた人格の形成及び個性の伸長を図ることができる等の子どもの権利が保障され、並びに子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮すること。

三 子どもが次代の社会を担う主体であり、有為な人材となるようその育成を図ることが重要であるという認識の下に、県、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民が相互に連携し、及び協力して取り組むこと。

四 結婚及び出産に関する個人の意思並びに家庭及び子育ての価値に関する多様な意識が尊重されるよう配慮すること。

## (県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市町村と連携し、事業者等、子ども・子育て支援活動団体及び県民の協力を得て、子ども・子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

## (事業者等の責務)